

若年性認知症と

うまく
つきあう
ための

ガイドブック



「若年性認知症」は、働き盛りの40～50代で発症することが多いため、仕事のことや、子どものことなど、高齢者に比べて困りごとが多岐にわたります。生活していくうえで不安に感じることもあるかもしれません。

「どこに、何を相談したらよいんだろう?」

このガイドブックには、「相談できる場所」や「利用できる制度」など、若年性認知症の方とそのご家族に役立つ情報を載せています。

ご活用いただくことで、ご本人とそのご家族が少しでも安心して過ごせることを願っています。

contents 目次

2ページに続きます

- 「若年性認知症」になった 2
- 若年性認知症とは 4
- 堺市の認知症支援のしくみ 6
- 堺ぬくもりカフェのご紹介 8
- 認知症家族介護者の会のご紹介 9
- 4つの心の歩み 10
- 利用できる制度 11
- 相談窓口 16

「若年性認知症」になった 堺太郎さんの場合

営業職30年のベテラン

堺太郎 55歳



妻 48歳



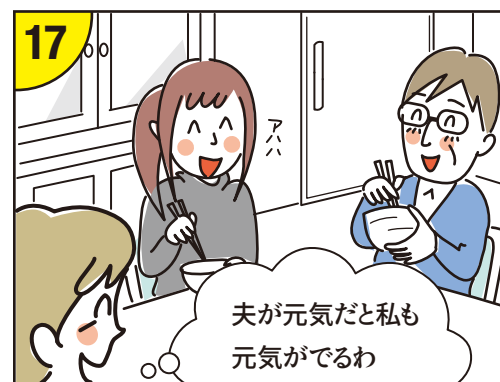
娘 15歳



長男 4歳



これからの生活に希望が持てた



チェックポイント

5コマ目

若年性認知症は早期発見・早期対応が大切です

- ・進行緩和薬の服用を早期に開始できる場合もあります
- ・原因疾病がわかることで、適切な対応につながります

6コマ目

退職は一人で判断せず、家族や職場の人とも相談しましょう

- ・職場での配置転換で就労が継続できることもあります
- ・雇用期間中に障害手帳を取得していれば、雇用保険(失業保険)の給付日数が手厚くなります

7コマ目

収入減に対して、生命保険や住宅ローンの減額の相談をしてみましょう

10コマ目

認知症地域支援推進員は、安心して地域での生活を続けられる相談の窓口となっています。どんなことでも相談してください

13コマ目

状態に合った居場所を探しましょう

- ・福祉就労、ボランティア活動、デイサービス、施設利用など、ご本人の希望を聞きましょう

17コマ目

これからの生活や受けたい医療や介護・延命治療(胃ろうの造設や人工呼吸器の使用の希望等)について、判断力のある時期に話し合っておきましょう

若年性認知症とは

認知症とは、一度正常に発達した認知機能が後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態をいいます。

若年性認知症とは、65歳未満で発症した場合をいい、進行の早い例があるので、早期診断・早期治療・早期ケアが重要になります。

原因疾患

原因となる疾患は 70 種以上もあると言われ、原因疾患により症状の現れ方や進行の仕方も違い、治療法も異なります。若年性認知症で最も多いのはアルツハイマー病、次が脳血管性認知症、頭部外傷後遺症、前頭側頭葉変性症、アルコール性認知症、レビー小体型認知症の順です。男性は脳血管性認知症が多く、女性はアルツハイマー病が多いです。

●若年性認知症の主な原因疾患

脳血管障害	脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、ビンスワンガー病、もやもや病*、CADASIL*
変性疾患	アルツハイマー病、前頭側頭葉変性症*、レビー小体型認知症、パーキンソン病*、脊髄小脳変性症*、進行性核上性麻痺*、大脳皮質基底核変性症*、多系統萎縮症*
感染症	脳炎、髄膜炎、AIDS脳症、クロイツフェルト・ヤコブ病(プリオン病)*
頭部外傷	交通事故後遺症、慢性硬膜下血腫
内分泌疾患	甲状腺機能低下症、糖尿病、アジソン病*、クッシング症候群、ライゾーム病*
自己免疫疾患	全身性エリテマトーデス*、ベーチェット病*、シェーグレン症候群*
代謝疾患	肝性脳症、透析脳症
中毒疾患	アルコール依存症、一酸化炭素中毒、金属中毒、薬物中毒
遺伝疾患	ハンチントン病*、ウィルソン病*
その他	多発性硬化症*、正常圧水頭症、てんかん・脳腫瘍、筋ジストロフィー*、サルコイドーシス*

*印は難病法に基づく医療費助成制度の対象疾病(指定難病)になります。

代表的な認知症

アルツハイマー病

★

大脳の広い範囲の神経細胞に変化(アセチルコリンという神経の情報を伝える経路に障害)が起こり、物忘れなど様々な症状がでてくる神経変性疾患の1つです。

特徴 初期の頃はしばしば、うつ状態になったり些細なことで怒るなどの気分不安定や、「物盗られ」などの被害妄想を抱きやすくなります。今までできていたことができなくなるという現実と直面し精神的な疲労が蓄積しやすくなります。

家族や周りの人の対応・暮らしの環境などが本人の気分や症状に大きな影響を与えます。もの忘れがあったり、時間・場所の感覚がわからなくなってしまうと、本人も不安に思います。否定的な対応をせず、本人に合わせて「そうだね」などと共感することや安心感を与えることで、気持ちを落ち着かせることができます。

対応

脳血管性認知症

脳に梗塞ができて血流が低下したり、血管が破れて出血するなど、脳の血管障害が原因で起こる認知症です。

特徴 脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また、障害を受けた部位によって症状が異なります。日や時間帯で、できる時とできない時の差が激しかったり、集中力が保てず疲れやすいなどさまざまです。

手足の麻痺やしびれにくいなどの身体的な症状がある場合は、適切な環境でリハビリテーションを行い、日常生活でも、転倒などしないよう注意をします。また、再発予防のために規則正しい生活を心がけることも大切です。

対応 相手の話は理解できる場合が多く、何気ない言葉が、本人のプライドを傷つけてしまうこともあります。本人のペースに合わせて見守り、できないところを支援することが大切です。

前頭側頭葉変性症

★

脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

特徴 常同行動や人格の変化、社会的関心の低下がみられ、社会的ルールが守れなくなることがあります。

初期には記憶が比較的保たれており、決まったプログラムを覚えることができます。運動や知覚能力も保たれているので、ゲーム・カラオケ・絵画などで覚える記憶を使うことで、行動・心理症状が少なくなる場合もあります。

対応 デイケアの利用などで、「常同行動」を生活に適した方向に向けなおすことが可能な場合もあります。また、「常同行動」を途中でさえぎったりすると興奮する場合がありますので、さえぎらずに他の好きなものや関心のあるものに注意を向けることも1つの方法です。

レビー小体型認知症

★

大脳皮質の神経細胞にレビー小体が多数出現することで起こる認知症です。

特徴 現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなるといったパーキンソン症状、睡眠時の異常行動など特徴的な症状が現れます。

幻視に対しては、否定せず、まずは本人の話をよく聴きます。本人が怖がったり、嫌がったりしていない場合はそのまま様子を見るのも1つの方法です。「何も見えない」などと否定することは、状態を悪くしてしまふことがあります。

対応 歩幅が小刻みになり、転びやすくなるので転倒に注意が必要です。他の認知症に比べて薬剤に対する過敏性がよくみられるので、かかりつけ医などに相談しましょう。

★印は神経変性疾患で進行性の病気です。

参考文献：厚生労働科学研究費補助金(長寿科学総合研究事業)「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」認知症介護研究・研修大府センター「若年性認知症支援ガイドブック」

堺ぬくもりカフェのご紹介



「堺ぬくもりカフェ」は、認知症の方とご家族、ご本人の支援者や地域にお住まいの方々など、どなたでも自由に参加できる場です。認知症や介護に関する相談や情報交換を行ったり、レクリエーションなどでリフレッシュすることができます。また、介護者の方がレスパイト(休息)できる場としても利用できます。お気軽にご参加ください。お住まいの場所を問わず、市内のどのカフェでも利用いただけます。

堺ぬくもりカフェ参加の流れ

堺ぬくもりカフェ
開催事業所を探す

堺市ホームページで開催事業所
と連絡先を確認

堺ぬくもりカフェ開催事業所

検索



参加希望のカフェへ
問い合わせ

「堺ぬくもりカフェ」に参加希望
であることをお伝え下さい



開催日時・開催場所
参加料金のご確認



参加



認知症家族介護者の会のご紹介

認知症の本人・家族同士が自分の体験や思いを共有しあう場です。また、病気のことや生活で困っていることに
対する工夫なども自由に話し合っています。

若年性認知症 ご家族の交流会 フェニックス

- 活動日 > 第3月曜日(祝日の場合は第2月曜日)
13:00~15:00
- 活動場所 > 堺市総合福祉会館
(堺市堺区南瓦町2-1)
- 問合せ先 > 包括支援センター統括課
TEL.238-3636

※当事者や支援者もご参加頂けます

30~50歳代のための 認知症介護教室

- 活動日 > 奇数月 日曜日
13:00~15:00
- 活動場所 > 下記までお問合せください
(堺市堺区南瓦町2-1)
- 問合せ先 > 包括支援センター統括課
TEL.238-3636

※当事者や支援者もご参加頂けます

堺区 堺区認知症家族交流会

- 活動日 > 偶数月 第2金曜日
13:30~15:00
- 活動場所 > 堺区役所 他
- 問合せ先 > 堺基幹型包括支援センター
TEL.228-7052

南区 きづきの会 なごみ

- 活動日 > 第3木曜日
13:00~15:00
- 活動場所 > 南区役所
- 問合せ先 > 南基幹型包括支援センター
TEL.290-1866

中区 ハグの会

- 活動日 > 偶数月 第1月曜日
13:45~15:00
- 活動場所 > 中区役所
- 問合せ先 > 中基幹型包括支援センター
TEL.270-8268

北区 北地域介護家族の会(ほっとしよう)

- 活動日 > 第1または第2木曜日
(5月・7月・9月・11月・2月)
13:30~15:00
- 活動場所 > 北区役所 他
- 問合せ先 > 北基幹型包括支援センター
TEL.258-6886

東区 ポピー

- 活動日 > 年4回(6月・9月・12月・3月)
- 活動場所 > 東区役所
- 問合せ先 > 東基幹型包括支援センター
TEL.287-8730

東区 美原区認知症家族交流会

- 活動日 > 年2回
- 活動場所 > 美原区役所
- 問合せ先 > 美原基幹型包括支援センター
TEL.361-1950

西区 認知症介護者家族の交流会

- 活動日 > 年2回
- 活動場所 > 西区役所 他
- 問合せ先 > 西基幹型包括支援センター
TEL.275-0009

※状況により日程、時間及び開催方法が変更になる場合があります。詳細は各お問い合わせ先でご確認ください。 [2022年9月現在]

このページでは若年性認知症と診断を受けたご家族の心の動きについて紹介します。

家族が若年性認知症と診断されたら、本人はもちろん家族にとっても簡単に受け入れられるものではありません。特に診断直後は、ショックを受け、認めたくないと感じる家族もいれば、病気とわかったことでほっとしたり、真っ先に義務や責任を感じる家族もいます。時には何もかも否定的に感じ、気分が沈んだり、怒りがわいたりします。

このような感情を抱いた時には、認知症地域支援推進員(P.16)にご相談下さい。抱えている様々な気持ちや悩みを話すことで心が軽くなることがあります。また、同じ境遇の家族と出会える「認知症家族介護者の会」(P.9)や専門職へ相談できる「堺めぐりカフェ」(P.8)等に参加いただくことで穏やかに過ごされる方もいます。ご家族だけで抱えるのではなく、色々な社会資源を利用しながらつらい時期を乗り越えていきましょう。

第1ステップ とまどい 否定

- ・異常に感じる言動に戸惑い否定しようとする。
- ・他の家族にすら、打ち明けられずに悩む。



第2ステップ 混乱・怒り 拒絶

- ・認知症への理解の不十分さから対応に戸惑い混乱し、ささいな事に腹を立てたり叱ったりする。
- ・精神的・身体的に疲労し、拒絶感・絶望感に陥りやすいもつともつらい時期。



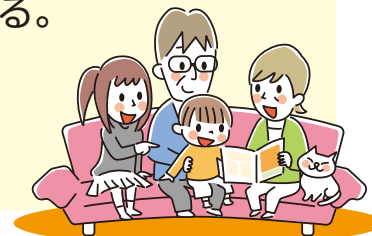
第3ステップ 割り切り

- ・怒ったり、イライラしても何のメリットもないと思いはじめ、割りきるようになる時期。
- ・症状は同じでも介護者にとっての「問題」としては軽くなる。



第4ステップ 受容

- ・認知症に対する理解が深まって認知症の人の心理を介護者自身がわかるようになる。
- ・認知症である家族のあるがまを受け入れられるようになる時期。



※上の図はご家族が疾患を受け入れるまでの受容モデルです

！ 制度は変更となっている場合があるため、窓口にご確認ください。

精神障害者保健福祉手帳

手帳の交付を受けられた方に対し、各方面の協力により各種サービスが提供されることを促進し、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としている。手帳には、障害の程度により1級から3級までの区分がある。手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになる。

精神障害に係る初診日(当該障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日)から6カ月以上経過した時点より申請を行うことができる。

窓 □ ・各区の保健センター
□ ・美原区は、美原区役所地域福祉課

手帳取得により受けられるサービス等

●税制の優遇

[所得税]

障害者控除(所得控除)

本人が取得している手帳の等級により控除額が異なる。

窓 □ ・堺税務署
☎ 072-238-5551

[住民税]

障害者控除(所得控除)

本人が取得している手帳の等級により控除額が異なる。

窓 □ ・市税事務所 市民税課
堺区・西区 ☎ 072-231-9751
中区・南区 ☎ 072-231-9752
東区・北区・美原区 ☎ 072-231-9753

[医療費控除]

本人や生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合、所得税、住民税について一定の金額の所得控除を受けられる。

※手帳取得前も控除を受けることができる。

窓 □ ・堺税務署
☎ 072-238-5551

[相続税]

相続等により財産を取得した法定相続人である障害者の相続税額から算出した額を税額控除。

窓 □ ・堺税務署
☎ 072-238-5551

[贈与税]

特定障害者扶養信託契約により、金銭・有価証券その他の財産が信託会社等に信託されたとき、一定の手続きをすることにより、その信託受益権の価額のうち一定の額まで非課税。

窓 □ ・堺税務署
☎ 072-238-5551

[自動車税]

手帳1級をお持ちの方で、かつ、自立支援医療受給者証の交付を受けている方に対して減免される。

窓 □ ・泉北府税事務所
☎ 072-238-7221

[自動車取得税]

手帳1級をお持ちの方で、かつ、自立支援医療受給者証の交付を受けている方に対して減免される。

窓 □ ・大阪自動車税事務所和泉分室
☎ 0725-41-1327

[軽自動車税]

手帳1級をお持ちの方で、かつ、自立支援医療受給者証の交付を受けている方に対して減免される。

窓 □ ・市税事務所 法人諸税課
☎ 072-231-9741

●その他の優遇

[NHK放送受信料]

手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合、全額免除。

世帯主が1級手帳所持者の場合、半額免除。

利用できる制度

窓 □ ・NHKふれあいセンター
☎ 0570-077-077
・NHK大阪放送局
視聴者リレーションセンター 開発推進部
☎ 06-6937-9000

【携帯電話利用料】

携帯電話基本使用料など、各種サービスの割引がある。詳細についての問い合わせ先は、各携帯電話会社ショップまで。

窓 □ ・各携帯電話会社

【市内の駐車料金】

大仙公園・金岡公園・大浜公園・田園公園・荒山公園・家原大池公園・原池公園・堺市教育文化センターの各駐車場を利用する場合、手帳または手帳のコピーを提示すれば、駐車料金が無料になる。

窓 □ 〈大仙・金岡・大浜・田園公園駐車場〉
・公益財団法人堺市公園協会
☎ 072-245-0070
〈家原大池公園駐車場〉
・スポーツタウン・堺パートナーズ
☎ 072-271-1718
〈原池公園駐車場〉
・ばらいけNEXT創発パートナーズ
☎ 072-278-1004
・堺市教育文化センター 中文化会館
☎ 072-270-8110

※その他、堺市の施設の入館料が免除されることがあります。

医療費に関すること

自立支援医療(精神通院)

精神疾患の治療のため、指定を受けた自立支援医療機関において通院医療を受ける方の医療費の一部を公費負担する。まず、医療保険制度を適用し、その上に公費による負担を組み合わせた制度となっている。

窓 □ ・各区の保健センター
・美原区は、美原区役所地域福祉課

高額療養費

「同じ人」が、「同じ医療機関等」へ支払った「同じ診療月内」

の保険診療の自己負担額が、「自己負担限度額」を超えた場合、申請により、自己負担限度額を超えた額が支給される。

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に表示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなる。

窓 □ ・職場の健康保険組合、共済組合等
・国民健康保険の場合は各区役所 保険年金課

特定医療費(指定難病)助成制度

厚生労働大臣が指定する難病の指定難病のうち、一定の基準を満たす方に対して、医療費の一部を公費負担する。

窓 □ ・各区の保健センター

年金・手当等

障害基礎年金

国民年金に加入中や20歳前の病気やケガで障害等級表(1級、2級)による障害の状態にある方に障害基礎年金が支給される。

生計維持関係がある子(18歳到達年度の末日を経過していない子、又は20歳未満で障害等級1級または2級の障害者)がいる場合は加算がある。

支給要件は、初診日の前日において、初診月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料が納付または免除されていること。

窓 □ ・各区役所 保険年金課
ただし、第3号被保険者期間中に初診のある方は年金事務所または街角の年金相談センター

障害厚生年金

●1・2級

厚生年金加入中に初診日がある病気・けがで、障害基礎年金の1・2級に該当し、一定の保険料納付条件を満たしている方。…障害基礎年金に上乗せする形で受給。

●3級

1・2級と同様であるが、障害の程度が障害基礎年金に該当せず、厚生年金障害等級表の3級に該当する方。…障害厚生年金3級のみ受給。

●障害手当金(一時金)

厚生年金加入中におこった病気・けがが5年以内に治り、3級の障害よりやや軽い程度の障害が残った方。

窓 □ ・堺東年金事務所
☎ 072-238-5101
・堺西年金事務所
☎ 072-243-7900
・街角の年金相談センター 堺東
・街角の年金相談センター なかもず

傷病手当金

業務上でない負傷や病気のために労務不能の日が3日間以上あり、4日目以降休んだ日に対して事業主から給与の支給がなくなった場合に給与の一部が現金で給付される。支給期間は通算で最大1年6か月。支給額は標準報酬日額の3分の2の金額。

傷病手当金を受給している場合は、雇用保険の失業給付等は受給できない。退職後も傷病手当金を継続受給する場合は、雇用保険の受給期間延長の手続きをする。

※市町村国民健康保険には、傷病手当金制度はない。

窓 □ ・職場の健康保険組合・共済組合等

失業等給付

障害者等の就職困難者の給付日数は、

★離職時年齢45歳未満の場合

被保険者期間1年未満で150日、1年以上で300日

★離職時年齢45歳以上65歳未満の場合

被保険者期間1年未満で150日、1年以上で360日

年齢の上限は通常と同じ65歳

※障害者手帳の取得が必要。

※再就職の意思がない場合は保険給付を受けることはできない。

窓 □ ・ハローワーク堺
☎ 072-238-8301

特別障害者手当

20歳以上の障害者で重度の障害(1級および2級の一部)が重複しているか、または日常生活動作がひとりではできない重度障害者を対象に手当を支給する。所得制限あり。

窓 □ ・各区役所 地域福祉課

介護保険サービス等

介護保険サービス

要介護・要支援認定を申請し認定を受ければ、要介護度に応じてケアマネジャー等が作成するケアプランに基づき介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)を利用できる。

40歳から64歳の方(第2号被保険者)については、加齢に伴って生ずる特定疾病がある場合、介護保険サービスを利用できる。「初老期における認知症」は特定疾病に含まれる。

窓 □ ・各区役所 地域福祉課

高額介護サービス費

利用者が同じ月内に受けた介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、利用者負担上限額を超えた分が申請により支給される。

窓 □ ・各区役所 地域福祉課

高額医療・高額介護合算療養費制度

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合計し高額になった場合、限度額を超えた分が申請により支給される。

窓 □ ・加入している医療保険者及び介護保険者
・国民健康保険の場合は各区役所 保険年金課

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス

障害のある方が、地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する制度で、市から支給決定を受け、指定事業者と契約することによりサービス(介護給付・訓練給付)を利用できる。

※障害者施策と介護保険とで共通するサービスは、介護保険から受けることが基本。

窓 □ ・各区の保健センターまたは各区役所地域福祉課

高額障害福祉サービス等給付費等(平成30年4月から実施)

65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するもの。

※申請には要件があります。

利用できる制度

金銭管理等

日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力等が十分でない方が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの利用援助サービス、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う。

窓 □ ・堺市社会福祉協議会 自立支援係
☎ 072-232-7771(直通)

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の法律行為(財産管理や契約の締結等)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理することで、本人の保護や支援を行う民法の制度。成年後見人等は、親族に限らず、法人等も選任されることができる。

窓 □ ・各地域包括支援センター
・各区の障害者基幹相談センター

その他の制度

さかい見守りメール(堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業)

認知症の高齢者等が徘徊したときに、警察捜索の補完的なものとして、広域に協力者の支援を得て早期に発見する取り組み。登録対象者は、徘徊のおそれのある認知症等の高齢者(若年性認知症の方も含む)。

登録の申請は、本人、家族、成年後見人、ケアマネジャー等。

窓 □ ・堺市 長寿支援課
☎ 072-228-8347(直通)

貸付金制度

①大阪府生活福祉資金

低所得者、障害のある方、高齢の方の世帯を対象に必要な相談支援と資金の貸し付けを行う制度。

【資金の種類】

- 福祉資金
- 教育支援資金
- ②総合支援資金

生計中心者の失業や減収により生計の維持が困難となり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に生活資金の貸し付けを行う制度。

・申請には生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必要。

③緊急小口資金

生活困窮世帯が緊急的・一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額(10万円以内)の貸し付けを行う制度。

・申請には生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業の利用が必要。

④不動産担保型生活資金

高齢者世帯が自宅で自立した生活を送れるように、お住まいの土地・建物を担保に生活資金の貸し付けを行う制度。 ※その他にも貸付制度があります。また、すべての貸付制度には、貸付要件と審査があります。

窓 □ ・堺市社会福祉協議会 福祉資金係
☎ 072-222-7666(直通)

奨学金

①就学援助(給付)

対象…小学校・中学校

②堺市奨学金(給付)

対象…高等学校

③大阪府育英会

対象…高等学校

④日本学生支援機構奨学金

対象…大学・大学院・短大・専修学校・高等専門学校

⑤あしなが育英会奨学金

対象…高等学校・大学・専修学校・各種学校・大学院

窓 □ ①②堺市教育委員会 学務課
☎ 072-228-7485
③在学する学校
④在学する学校の奨学金窓口
・奨学金返還相談センター
☎ 0570-666-301
⑤あしなが育英会本部 ☎ 03-3221-0888

就労支援

①就労継続支援(A型)

障害者を雇用し就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けられる。

②就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象とする継続的な就労支援(就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力

の向上をはかる訓練)を受けられる。授産施設や作業所等。

③ハローワーク堺

障害のある方のために、専門職員を配置し、仕事の相談・紹介に応じている。

④大阪障害者職業センター

障害のある方に対して、府内のハローワークや関係機関と密接に連携して、職業に関する相談、職業に関する適性等を把握するための評価やジョブコーチによる就労支援を行っている。

⑤堺市障害者就業・生活支援センター

障害のある方に対して、就労相談から職業準備訓練、就職、職場への定着支援、生活面の相談等を行っている。

窓 □ ①②各区の障害者基幹相談支援センターで紹介
③ハローワーク堺 ☎ 072-238-8301
④大阪障害者職業センター南大阪支所
☎ 072-258-7137
大阪障害者職業センター(本所)
☎ 06-6261-7005
⑤エマリス堺 ☎ 072-275-8162
エマリス南 ☎ 072-292-1826

生命保険・住宅ローンに関すること

生命保険の特約には多くの場合「高度障害特約」がつけられている。認知症になり、高度障害の特約が適用になり、保険料の払い込みが免除になる場合がある。

住宅ローンを契約する場合、保証機関への加入も同時契約していることが多い。債務者が返済中に高度障害状態になった場合、支払い免除となることがあり、認知症の人はこれに該当する場合がある。

窓 □ ・生命保険会社
・融資を受けた金融機関

企業が利用できる制度

障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う。

窓 □ ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪支部高齢・障害者窓口サービス課
☎ 06-7664-0722

堺市障害者雇用貢献企業認定制度

市内中小企業における障害者雇用を促進し、経営の安定を図るため、市が定める条件を満たし障害者雇用に積極的に取り組む企業を認定し、企業情報の発信や奨励金の交付等の支援を行う。

窓 □ ・堺市 雇用推進課
☎ 072-228-7404

[平成29年12月現在]

会社の健康保険から国民健康保険へ変更

会社の健康保険を脱退してから14日以内に、居住している区の区役所保険年金課の窓口へ届出をします。届出が遅れると、届出までの期間の治療費は、全額自己負担になります。また、届出が遅れていた期間の保険料もさかのぼって支払わなければなりません。お問い合わせは、各区役所 保険年金課まで。

なお、会社を退職した後も、退職前の会社の健康保険に継続して加入することができる制度(任意継続被保険者制度)もあります。任意継続被保険者になるための要件や申請に必要な書類、保険給付の内容、保険料額等については、退職時に加入していた会社の健康保険の保険者にお問い合わせください。

認知症サポーター養成講座

「認知症サポーター」とは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。講座では、認知症の方やご家族の気持ちに寄り添った接し方や、地域で見守る重要性を学びます。受講者には、サポーターの証である「認知症サポーターカード」をお渡しします。お問い合わせは、お近くの地域包括支援センターか包括支援センター統括課(電話:072-238-3636)まで。

ダブルケア(介護・子育て)相談窓口

介護と子育てに関する相談窓口を各区の基幹型包括支援センターに設置しています。相談の内容に対して、情報提供や助言・関係機関との連絡調整など総合的に支援します。

<ダブルケアの方が利用できるサービス>

認定こども園、保育所などの利用への配慮、特別養護老人ホームの入所基準の緩和、ショートステイ事業の利用日数の延長があります。

相談窓口

若年性認知症のサポート機関

名称	所在地等	TEL
認知症地域支援推進員 (若年性認知症コーディネーター)	堺市堺区南瓦町2-1(堺市総合福祉会館2階) 堺市社会福祉協議会 包括支援センター統括課	072-238-3636
特定非営利活動法人 認知症の人と みんなのサポートセンター	大阪市東成区東小橋1-18-33	06-6972-6490

電話相談

名称	所在地等	TEL
若年性認知症コールセンター	月～土(10時～15時) 水のみ(10時～19時)	0800-100-2707 (フリーコール)

地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)

名称	所在地等		TEL
	所在地	担当区域(小学校区)	
堺第1地域包括支援センター	堺市堺区海山町3-150-2 (ハートピア堺隣)	三宝・錦西・市・英彰	072-222-8082
堺第2地域包括支援センター	堺市堺区今池町4-4-12 (みあ・かーさ内)	錦・錦綾・浅香山・三国丘	072-229-9240
堺第3地域包括支援センター	堺市堺区京通町1-21 (グレース堺敷地内)	熊野・少林寺・安井・榎	072-223-1500
堺第4地域包括支援センター	堺市堺区協和町3-128-11 (愛らいふ内)	神石・新湊・大仙・大仙西	072-275-8586
中第1地域包括支援センター	堺市中区深井中町1888-14	八田荘・八田荘西・深井・深井西	072-276-0800
中第2地域包括支援センター	堺市中区土塔町2028 (ふれ愛の家内)	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	072-234-6500
中第3地域包括支援センター	堺市中区東山841-1 (ベルファミリア内)	久世・東陶器・西陶器・福田・深阪	072-234-2006
東第1地域包括支援センター	堺市東区石原町3-150 (つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	072-240-0018
東第1地域相談窓口	堺市東区日置荘田中町143-1 (つるぎ荘内)		072-286-2828
東第2地域包括支援センター	堺市東区南野田33 (ハーモニー内)	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	072-237-0111
西第1地域包括支援センター	堺市西区浜寺石津町西5-11-21 (結いの里内)	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	072-268-5056
西第2地域包括支援センター	堺市西区草部531 (ウェルフォンテひのき内)	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	072-271-0048
西第3地域包括支援センター	堺市西区津久野町1-5-8-103 (アーバンフォーレスト)	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	072-260-5022
南第1地域包括支援センター	堺市南区赤坂台2-5-7 (赤坂台近隣センター内)	美木多(鴨谷台含む)・赤坂台・新檜尾台・城山台	072-295-1555
南第2地域包括支援センター	堺市南区原山台1-6-1-103 (府公社泉北原山台C団地6-1棟)	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台	072-290-7030

名称	所在地等		TEL
	所在地	担当区域(小学校区)	
南第3地域包括支援センター	堺市南区茶山台3-22-9 (茶山台近隣センター内)	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	072-289-8085
南第4地域包括支援センター	堺市南区逆瀬川1038-2 (榎塚荘内)	三原台・泉北高倉・はるみ・榎塚台	072-291-6681
北第1地域包括支援センター	堺市北区北花田町3-28-1 (今井ビル)	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	072-240-0120
北第2地域包括支援センター	堺市北区長曾根町1199-6 (陵東館秀光苑内)	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	072-252-0110
北第3地域包括支援センター	堺市北区野遠町344-1 (あけぼの苑内)	大泉・金岡・金岡南・北八下	072-257-1515
北第4地域包括支援センター	堺市北区百舌鳥陵南町2-662 (ハピネス陵南内)	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	072-276-3838
美原第1地域包括支援センター	堺市美原区平尾595-1(美原荘内)	美原区全域	072-369-3070

基幹型包括支援センター(高齢者総合相談窓口・ダブルケア相談窓口)

名称	所在地等	TEL
堺基幹型包括支援センター	堺市堺区南瓦町3-1(堺市役所本館内)	072-228-7052
中基幹型包括支援センター	堺市中区深井沢町2470-7(中区役所内)	072-270-8268
東基幹型包括支援センター	堺市東区日置荘原寺町195-1(東区役所内)	072-287-8730
西基幹型包括支援センター	堺市西区鳳東町6-600(西区役所内)	072-275-0009
南基幹型包括支援センター	堺市南区桃山台1-1-1(南区役所内)	072-290-1866
北基幹型包括支援センター	堺市北区新金岡町5-1-4(北区役所内)	072-258-6886
美原基幹型包括支援センター	堺市美原区黒山167-1(美原区役所内)	072-361-1950

堺市社会福祉協議会

名称	所在地等	TEL
生活支援課 権利擁護支援係	日常生活自立支援事業に関する相談	072-232-7771
生活支援課 福祉資金係	貸付金に関する相談	072-222-7666

障害者基幹相談支援センター

名称	所在地等	TEL
堺区障害者基幹相談支援センター	堺市堺区南瓦町3-1(堺市役所本館内)	072-224-8166
中区障害者基幹相談支援センター	堺市中区深井沢町2470-7(中区役所内)	072-278-8166
東区障害者基幹相談支援センター	堺市東区日置荘原寺町195-1(東区役所内)	072-285-6666
西区障害者基幹相談支援センター	堺市西区鳳東町6丁600(西区役所内)	072-271-6677
南区障害者基幹相談支援センター	堺市南区桃山台1丁1-1(南区役所内)	072-295-8166
北区障害者基幹相談支援センター	堺市北区新金岡町5丁1-4(北区役所内)	072-251-8166
美原区障害者基幹相談支援センター	堺市美原区黒山167-9(美原区役所別館内)	072-361-1883

相談窓口

就労支援

名称	所在地等	TEL
ハローワーク堺(堺駅前庁舎)	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 (高島屋堺店9階)	072-340-0944
ハローワーク堺(堺地方合同庁舎)	堺市堺区南瓦町2-29	072-238-8301
大阪障害者職業センター(南大阪支所)	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館5階	072-258-7137
大阪障害者職業センター(本所)	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階	06-6261-7005
堺市障害者就業・生活支援センター エマリス堺	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ4階	072-275-8162
堺市障害者就業・生活支援センター エマリス南	堺市南区桃山台1-1-1(南区役所内)	072-292-1826
堺市シルバー人材センター 本部(西区の方)	堺市西区鳳南町4丁444番地1	072-260-0468
堺市シルバー人材センター 堺・北分室(堺区・北区の方)	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3-1(三国ヶ丘庁舎内)	072-240-0468
堺市シルバー人材センター 中・南分室(中区・南区の方)	堺市南区竹城台2丁1-54	072-284-2155
堺市シルバー人材センター 東・美原分室(東区・美原区の方)	堺市美原区黒山782番地10 美原総合福祉会館内	072-361-0468

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療手続き窓口

名称	所在地等	TEL
堺保健センター (令和3年10月11日から ちめが丘保健センターと統合)	堺市堺区南瓦町3-1(堺区役所内)	072-238-0123
中保健センター	堺市中区深井沢町2470-7(中区役所内)	072-270-8100
東保健センター	堺市東区日置荘原寺町195-1(東区役所内)	072-287-8120
西保健センター	堺市西区鳳東町6-600(西区役所内)	072-271-2012
南保健センター	堺市南区桃山台1-1-1(南区役所内)	072-293-1222
北保健センター	堺市北区新金岡町5-1-4(北区役所内)	072-258-6600
美原区役所 地域福祉課	堺市美原区黒山167-1	072-363-9316

障害厚生年金手続き窓口

名称	所在地等	TEL
堺東年金事務所	堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101
堺西年金事務所	堺市西区浜寺石津町西4-2-18	072-243-7900
街角の年金相談センター 堺東	堺市堺区中瓦町1-1-21 堺東八幸ビル7階	072-238-7661
街角の年金相談センター なかもず	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館1階	072-258-4701

障害基礎年金・国民健康保険手続き窓口・高額療養費

名称	所在地等	TEL
堺区役所 保険年金課	堺市堺区南瓦町3-1(堺区役所内)	072-228-7413
中区役所 保険年金課	堺市中区深井沢町2470-7(中区役所内)	072-270-8189
東区役所 保険年金課	堺市東区日置荘原寺町195-1(東区役所内)	072-287-8108
西区役所 保険年金課	堺市西区鳳東町6丁600(西区役所内)	072-275-1909
南区役所 保険年金課	堺市南区桃山台1丁1-1(南区役所内)	072-290-1808
北区役所 保険年金課	堺市北区新金岡町5丁1-4(北区役所内)	072-258-6743
美原区役所 保険年金課	堺市美原区黒山167-1(美原区役所内)	072-363-9314

介護保険・高額介護サービス費・特別障害者手当手続き窓口

名称	所在地等	TEL
堺区役所 地域福祉課	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7520
中区役所 地域福祉課	堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8197
東区役所 地域福祉課	堺市東区日置荘原寺町195-1	072-287-8123
西区役所 地域福祉課	堺市西区鳳東町6丁600	072-275-1912
南区役所 地域福祉課	堺市南区桃山台1丁1-1	072-290-1812
北区役所 地域福祉課	堺市北区新金岡町5丁1-4	072-258-6651
美原区役所 地域福祉課	堺市美原区黒山167-1	072-363-9316

税金に関する手続き窓口

名称	所在地等	TEL
堺税務署	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎	072-238-5551
泉北府税事務所	堺市堺区中安井町3-4-1	072-238-7221
大阪府大阪自動車税事務所和泉分室	和泉市上代町	0725-41-1327
市税事務所 法人諸税課(軽自動車税)		072-231-9741
市税事務所 市民税課(堺区・西区)		072-231-9751
市税事務所 市民税課(中区・南区)	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3-1	072-231-9752
市税事務所 市民税課 (東区・北区・美原区)		072-231-9753

ボランティアを必要としたとき相談する窓口(ボランティア相談コーナー)

名称	所在地等	TEL
堺市社会福祉協議会 堺区事務所	堺市堺区南瓦町3-1(堺区役所本館内)	072-226-2987
堺市社会福祉協議会 中区事務所	堺市中区深井沢町2470-7(中区役所内)	072-270-4066
堺市社会福祉協議会 東区事務所	堺市東区日置荘原寺町195-1(東区役所内)	072-287-0004
堺市社会福祉協議会 西区事務所	堺市西区鳳東町6-600(西区役所内)	072-275-0255
堺市社会福祉協議会 南区事務所	堺市南区桃山台1-1-1(南区役所内)	072-295-8250
堺市社会福祉協議会 北区事務所	堺市北区新金岡町5-1-4(北区役所内)	072-258-4700
堺市社会福祉協議会 美原区事務所	堺市美原区黒山167-1(美原区役所内)	072-389-2040

若年性認知症と うまくつきあうための ガイドブック

令和5年8月発行

堺市 健康福祉局

長寿社会部 長寿支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

TEL: 072-228-8347 FAX: 072-228-8918

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

包括支援センター統括課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-1

TEL: 072-238-3636 FAX: 072-238-3639